

2015年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

2015年4月から「改正」介護保険制度と介護報酬の改定が実施されました。2014年6月18日「地域医療介護総合法」に続き、2015年5月27日には、医療保険制度等の見直し関連法が成立しました。国保の都道府県単位化、入院給食自己負担、「患者申出療養制度」創設による混合診療の拡大、大病院への紹介状なしの受診時定額負担の導入など、国民・患者負担増の医療保険制度改悪が実行に向け準備されています。

安倍内閣は、「戦争できる国づくり」と「企業が一番活躍しやすい国づくり」にむけ、暴走を続けています。社会保障における国の役割は「自助・自立のための環境整備」とし、「自然増も含め聖域なく見なおし、徹底的に効率化・適正化していく」としました。2014年末の財政制度等審議会「建議」の、医療・介護予算の「自然増」を半分以下に削減するよう求めたことに沿った形になっています。

6月30日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2015(骨太の方針)」は、16年度から18年度までの3年間を「集中改革期間」と位置づけ、さらに社会保障の歳出見直しに「重点的に取り組む」と明記。社会保障予算の自然増抑制額は3年間で9000億円から1兆5000億円とされており、秋から年末にかけて新たな「削減計画」として、後期高齢者医療の1割負担を2割に、受診時定額負担(保険免責制)導入など検討されています。同時に、「日本再興戦略改訂(新成長戦略)」では、「法人税実効税率の2割台への引き下げ」と「社会保障費の自然増抑制」、戦略市場創造プランの第1に『国民の「健康寿命」の延伸』として「健康長寿社会」をビジネスの拡大チャンスと位置づけました。企業参入で公的保険外のサービス産業の活性化をめざす一方、医療・介護・福祉の分野が営利企業の市場として開放され、弱者の切り捨てが懸念されます。

「2014国民生活基礎調査」では、生活が「苦しい」とした世帯は前年比2.5ポイント増の62.4%で、過去最多となっています。1世帯当たり平均所得は前年比1.5%減で、ピークの1994年の8割程度です。アベノミクスと消費税増税および社会保障改悪によって格差は拡大しています。住民の生活を改善し充実させることが、待ったなしの課題となっています。今こそ、憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先する自治体の役割が重要になっています。

私たちは住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命と暮らしを守るため以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

記

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料を一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しによって引き下げください。

保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】一般会計からの繰入は考えておりません。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】保険料の単独減免制度については、平成18年度から実施しており制度内容も同じく引き続きおこないます。

③補足給付の申請手続きの見直しで介護保険施設入所者が利用できなくなることはやめてください。資産の確認など必要以上にプライバシーを侵害しないでください。

【回答】今回の法改正を踏まえて、政省令及び規則に基づき、限度額認定書を交付します。

(2) 基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

【回答】現在、地域包括支援センター1ヶ所、ブランチを弥富地区(総合福祉センター内)と十四山地区(十四山福祉センター内)の2ヶ所で行なっている。直営で行なう予定はありません。

③サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の額以上の単価を保障し、サービスに見合ったものとしてください。

【回答】予防給付のうち訪問介護・通所介護の総合事業への移行のことであれば、国の定めた額を超えないこととされています。現在検討中です。

④介護・福祉労働者を充分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

【回答】現在は考えていません。

(3) 総合事業について

① 総合事業移行にあたっての考え方

★ア. 総合事業への移行にあたっては、現在、介護予防訪問と介護予防通所介護を利用している要支援者の実態を十分に把握し、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。

★イ. 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。

ウ. サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障してください。住民ボランティア等への移行を押し付けるような指導を行わないようにしてください。

エ. 総合事業への移行に当たっては、介護予防訪問と介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。

【回答】必要な方に必要なサービスが提供できるようケアマネージャーと連携を図ります。

適切な予防ケアマネジメントに基づき、専門的なサービスが、必要とされる方には、引き継続していただきます。

② 介護保険利用の際の手続き

★ア. 介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

【回答】総合事業の実施時には、チェックリストによる調査を行い、必要な方には、介護予防ケアマネジメントを受けていただきます。

イ. ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

【回答】現行額を超える単価は、設定できないしくみです。

③総事業費の確保と必要な補助(助成)

ア. サービスの提供に必要な総事業費を確保してください。地域支援事業の「上限」を理由に、利用者の現行相当サービスの利用を抑制しないで下さい。国または自治体の財政支援を行ってください。

【回答】国庫負担金の算定等に関する政令により、国、県、市町村の負担割合が定められています。

イ. 住民の「助け合い」については、現行サービス利用を前提に、さらに地域の支えあいや地域づくりを促進するものとして位置付けてください。「助け合い」活動にかかる住民・各団体の要望を尊重し、必要な施設・設備の提供や、必要な経費の補助(助成)を行ってください。

【回答】弥富市は、平成25年10月より、直営で住民同士の助け合いであるささえあいセンターを組織しています。

(4)高齢者福祉施策等の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】現在見守り活動については、民生委員にお願いしております。また、平成25年10月から弥富市ささえあいセンターを開設し、一定の要件の下、有償によるボランティアでの支援を実施しており、組織の拡充を更に図ります。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

【回答】現在、市内を巡回するコミュニティーバスを有料(200円)で運行していますが、75歳以上の方は無料、障がい者の方と同伴者については100円とっています。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

【回答】今年度よりふれあいサロン等の委託事業(委託料月額10,800円)を開始しました。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】現在は考えていません。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。
また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

【回答】配食サービスは現在毎週7回できるようになっています自己負担は300円です。

ふれあい昼食会は、年3回実施しています。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】住宅改修費、福祉用具購入費は実施しています。

★(5)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】要支援1の方から要介護5の方までの自立度で判定しています、

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】対象の方には、認定書を送付しています。

2. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問い合わせる」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】生活保護法の基準に準じて実施しています。

②扶養義務者への通知や報告の求めについては、国会の政府答弁や政令等で示されているように、福祉事務所が家庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われるにも関わらず扶養を履行していないと求められる場合に限られることを徹底してください。

【回答】生活保護法の基準に準じて実施しています。

③国による生活保護費の引き下げに対して、就学援助や地方税の非課税基準、国民健康保険の保険料・一部負担金の減免など、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

【回答】各課において減額基準を見直しました。

★④ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください。

【回答】社会福祉法第16条に基づき、標準数の職員を配置しています。県主催の担当者研修を定期的に受講し、支援について親切丁寧に対応するよう心掛けています。

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【回答】配置していません。

⑥生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

【回答】「自立相談支援事業」は弥富市社会福祉協議会へ委託し実施しています。生活保護が必要な人には連携して、受給手続きを紹介しています。

★⑦基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置について具体的な事例を記載したお知らせ文書を全生活保護世帯に送付して周知し、不当な減額や転居が起こらないようにしてください。当事者が望まない地域や劣悪な物件など、意に反した勧奨は厳に慎んでください。

【回答】住宅扶助の引き下げについては、全生活保護世帯に文書を送付し周知しました。また、経過措置の適用により基準改定後、すぐに生活へ支障が出ないよう配慮しました。

★⑧冬季加算については、できる限り生活保護利用者の健康状態等に影響を与えないよう、次の諸点を周知徹底してください。

ア. 重度障害者加算を算定している人や要介護度が3以上または傷病・障害等による療養のための外出が著しく困難であり常時在宅をせざるを得ないなど、平成27年5月14日付保護課長通知が定める1.3倍基準を設定できる場合を具体的に記載したお知らせ文書を全生活保護利用世帯に送付して周知してください。

【回答】生活保護法の基準に準じ実施します。

イ. 上記の例外措置を柔軟に適用し、最大限活用することで、支給される冬季加算の減額を回避してください。

【回答】生活保護法の基準に準じ実施します。

3. 税の徴収、滞納問題への対応等

①徴税は自治体の業務であることをふまえて、愛知県地方税滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

★②税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押された鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

4. 国保の改善について

★①国の財政支援を抜本的に増額することを求めるとともに、国保財政を安定化し、保険料の大幅引き下げを実現してください。

【回答】保険運営の改正が決定し、平成30年度に向けての協議中であり、保険料の引き下げることは、現在のところ考えていません。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】平成27年度の一般会計からの法定外繰入金は、1億円を計上しています。保険給付費は増加傾向にありますが、平成27年度4月より賦課限度額を81万円から85万円に引き上げを行いました。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】18歳未満の者を均等割の対象としないことは、現在、考えていません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

【回答】現行制度を維持したいと考えています。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】このような、減免基準は現在のところ考えていません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては「保険証は1年以上」とし、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】資格証明書は、現在のところ発行をしていません。18歳の年度末までの子どもに対しては、有効期間6ヶ月の短期保険証(通常は2年間有効)を発行しています。

なお、滞納世帯の方は納税相談後の保険証交付としておりますので、窓口交付を原則としております。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。「給付と滞納は別」であることから、滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

【回答】給付の制限はしていません。有効期間6ヶ月の短期保険証(通常は2年間有効)を発行しています。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

【回答】分納している世帯には、有効期間6ヶ月の短期保険証(通常は2年間有効)を発行しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】転入、社会保険離脱等により国民健康保険に加入しない方(無保険者)の確認は難しいため、当市ホームページ、広報等に掲載し、制度の周知及び加入の促進を図っています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポ

スター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】災害・失業などの特別な事情により、一時的に生活が著しく困難になり、医療費の支払いが難しくなったときに、生活保護における基準生活費を基準とした医療費の一部負担金を減額または減免する制度を設けています。当市ホームページ、広報等に掲載し、制度の周知を行なっています。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】現行制度を維持したいと考えています。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】現行制度を維持したいと考えています。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】平成27年4月から精神障害保健福祉手帳1.2級受給者の自己負担分助成を全疾患に拡大しました。

④国に対して、福祉医療助成に対する国保の国庫負担削減をやめるよう強く要請とともに、当面は一般会計繰り入れで補てんしてください。

【回答】保険制度に沿って、適正な国保運営に努めます。

6. 子育て支援などについて

★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯に対する生活支援施策の具体化を行ってください。

【回答】

愛知県の計画を参考に本市の必要な施策を展開してまいります。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【回答】・1.4倍以下の世帯にまでの拡大は考えていません。

・年度途中の申請については、各学校で案内しています。また、ホームページ及び広報でも掲載しています。

・支給内容の拡充は考えておりません。

★③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもをなくしてください。

【回答】・給食費を無料にすることは考えていません。

・給食費が未納でも給食を止めることはしていません。

★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

【回答】本市においては、9所の公立保育所において、待機児童が出ないように対応しています。また、現在本市には、新制度における地域型保育事業に該当するものはありませんが、認可をする場合には、基準の条例に基づき、しっかりと点検していきます。

⑤児童虐待や“いじめ”的早期発見に努め、重大事故とならないよう、情報公開を行い、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。

【回答】・スクールカウンセラーを各校に1名配置しております。

⑥「新婚・子育て・ひとり親」世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。

【回答】この様な支援策は現在のところ考えていません。

⑦妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【回答】妊婦健康診査として県内の医療機関にて14回(子宮頸がん検診1回含む)を実施しています。産後健康診査については、現段階では実施しない考えです。

7. 障害者・児施策の拡充について

①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できるよう、希望する障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】地域生活への移行を進めていく上で、訪問系サービスはもちろんのこと、日中活動系サービスや居住系サービスを充実していくことが必要と考えています。支給決定基準の範囲内で、利用者及び家庭の状況を勘案しながら支給決定を行なっています。

②移動支援を、障害者・児が必要とする通学・通所に利用できるようにしてください。

【回答】社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動など社会参加のための外出が円滑にできることを事業の目的としており、通年かつ長期にわたる外出は、事業の外出目的から外れるものと認められるため、通所・通学には原則利用できません。なお、通学・通勤を訓練目的とする場合に限り、3ヶ月を限度として認められます。

③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にしてください。

【回答】障害者総合支援法施行令に基づき、負担上限月額(0~37,200円)を定めています。また、地域生活支援事業の利用料負担については、市町村民税非課税世帯及び生活保護法による被保護世帯は、無料としています。

④障害児者へのインフルエンザ予防接種費用の補助制度を設けてください。

【回答】制度上は65歳以上の方、若しくは満60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器に障害のある方(身体障害者手帳1級程度)が対象となっております。接種回数は1回、接種料金は1,000円で受けることができます。これ以外の補助は考えておりません。

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

ア. 65歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。

【回答】障がい福祉サービスを受給している方が65歳に到達する場合、通知文を送るとともに、相談員を通じて説明を行っています。

イ. 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に対して、障害福祉サービスの打ち切りをおこなわないでください。

【回答】障害者総合支援法第7条(他の法令による給付との調整)を基本としますが、厚生労働省通知「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」に示されたとおり、障がい福祉サービスの種類や利用者の心身の状況に応じて、一律に介護保険を優先しないこととしています。

⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

【回答】厚生労働省通知「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」の(4)一アに示されているとおり、病院内の移動などの介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきもので、ヘルパーの派遣は原則認められていませんが、場合により派遣を認めることもあります。また、入院中のヘルパー派遣は、総合支援法第7条の規定により認められません。

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】平成26年度に、市社会福祉協議会の相談員を2名から4名へと増員を行いました。相談支援事業については、市が市内2箇所、名古屋市内1箇所の3つの相談支援事業所と相談支援事業の委託契約を締結することにより運営を行なっています。また、毎年度委託料の見直しも行なっています。相談支援事業は、交付税を財源とされていますが、国庫補

助の対象となるよう国等に要望していきます。

8. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】厚生労働省において、上記の予防接種については、定期接種化に向けての検討がなされているところでありますので、任意接種の助成制度は考えておりません。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【回答】平成26年10月1日より高齢者肺炎球菌ワクチンは定期接種化になったため、任意予防接種の助成は考えておりません。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようしてください。

【回答】風しんワクチン接種事業により、市内に居住する妊娠を予定又は希望している女性に、麻しん風しん混合ワクチン5,000円、風しんワクチン3,000円の補助をしております。無料にすることは考えておりません。

【2】国および愛知県、愛知県後期高齢者医療広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消費税増税を中止してください。

②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。介護報酬を再改定し、事業所閉鎖などサービス提供の低下を防ぐとともに、介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

【回答】国負担の増減については、財源確保が円滑に行えるように要望してまいります。

介護従事者の方々の処遇については、処遇改善加算制度がありますので、事業所で活用していただきたいと思います。

④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。

⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

③後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(2) 県民の医療を守り、医療提供体制の充実のために

①市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないでください。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①低所得者に対し、独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。
- ②一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯も対象としてください。
- ③後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請勧奨してください。

以上